

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

三〇四

告示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件

三〇四

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件

三〇四

○道路の区域を変更する件

三〇五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件

三〇五

公告

○福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

三〇五

規則

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十五号

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市公園条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の一項を加える。

6 条例別表第二の六のウの(1)の表備考の規則で定める額は、別表第六のとおりとする。

第七条の五を第七条の六とする。

第七条の四第一項中「第十三条の二第四項規定」を「第十三条の二第四項の規定」に改め、同条を第七条の五とし、第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（福島県復興祈念公園の附属施設等）

第七条の三 条例別表第二の六のウの(2)の表備考の規則で定める車は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（同号ロに該当するものに限る。）又は同項第十一号の三に規定する移動用小型車をいう。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第七条の二関係）

冷暖房料

会議室	区分		使用単位	加算額
	大会議室	小会議室		
	一時間	一時間		
	三〇〇円	一〇〇円		

附則

この規則は、福島県都市公園条例の一部を改正する条例（令和七年福島県条例第六十三号）の施行の日から施行する。

（まちづくり推進課）

告示

福島県告示第五百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年七月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リンクスクエア八山田五丁目 福島県郡山市八山田五丁目二百三十四番ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 東日本ダイワ株式会社

代表者の氏名 代表取締役 安藤 元二

住所 福島県郡山市朝日三丁目二番二十七号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社サンデー

代表者の氏名 代表取締役社長 大南 淳二
住所 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
大規模小売店舗の新設をする日
令和八年三月十日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百六十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十二台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 三十二平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和七年七月九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和七年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

2 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百二十二平方メートル

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四百三平方メートル

3 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 六十四立方メートル

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 六十立方メートル

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後十時まで

(変更後) 午前六時から翌午前零時まで

5 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

6 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後八時まで

(変更後) 二十四時間

三 変更しようとする年月日

二の1、2、3及び6 令和八年三月十一日

二の4及び5 令和七年七月十日

四 届出年月日

令和七年七月十日

五 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
		変更前	変更後		
県道釜子 金山線	白河市表郷八幡字上長 橋一五一番一地从先から 同 市表郷八幡字宿前 七五番地先まで	変更前	変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
		四・四〇 一一・九	七・五〇 一五・八	六六・〇	六六・〇

（道路計画課）

公 告

公告第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 駒形土地改良区 退任した役員		住所	
役別	氏名	喜多方市塩川町窪字館一一六〇番地	
理事	鈴木 源江	市塩川町五合字金森甲五七七番地	
	斎藤 孝雄	市塩川町金橋字江添九一四番地	
	今井 至	市塩川町五合字南屋敷丙三六番地	
	須田 敬	市塩川町常世字竹花一〇三七番地	
	穴澤 正人	市塩川町中屋沢字深沢甲一番地	
	須田 正博	市塩川町金橋字三橋九番地	
	大久保 弘幸	市塩川町窪字地蔵前五四四番地	
	鈴木 忠市		

同	田沢 一夫	同	市塩川町常世字上村八八三番地四
監事	邊見 守	同	市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地
同	物江 弘	同	市塩川町中屋沢字田中乙三二五番地
同	小滝 敏	同	市塩川町金橋字金川二一〇四番地
就任した役員			
役別	氏名	住所	
理事	須田 敬	喜多方市塩川町五合字南屋敷丙三六番地	
	物江 弘	市塩川町中屋沢字田中乙三二五番地	
	鈴木 忠市	市塩川町窪字地蔵前五四四番地	
	武藤 和彦	市塩川町金橋字淵ノ上二九三九番地の一	
	武蔵 由里子	市塩川町金橋字三橋一番地	
	平塚 徳雄	市塩川町中屋沢字深沢甲九番地	
	齋藤 政司	市塩川町五合字金森甲五三九番地	
	大西 司	市塩川町常世字上村九三〇番地	
	鈴木 光憲	市塩川町窪字館一一五二番地	
監事	邊見 守	市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地	
同	須藤 陽一	市塩川町常世字西町七〇三番地	
同	尾崎 ヒロ子	市塩川町金橋字礫ノ宮二番地の一	

（農村計画課）